

「広報ごせん」 広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五泉市広告掲載取扱要綱第6条の規定に基づき、五泉市が発行する広報紙「広報ごせん（以下「広報」という）」に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載広告の種別および内容が次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 「広報」としての公共性と品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、社会問題などについての意見広告その他これらに類するもの
- (4) 風俗営業などの規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 公序良俗に反すると認められるもの
- (8) 虚偽または誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないとして市長が認めたもの

(広告の掲載位置と大きさ)

第3条 広告の掲載位置は、表紙を除く各ページの最下段とし、掲載ページは市長が決定する。また、広告の1枠あたりの大きさは、縦52ミリメートル横63ミリメートルとし、掲載枠に空きがある場合は、2枠合併枠（縦52ミリメートル横128ミリメートル）、3枠合併枠（縦52ミリメートル横193ミリメートル）の掲載を可能とする。

2 広告の掲載位置は、市長が決定する。

(広告掲載の申込み)

第4条 「広報」の広告は4カ月ごとに募集し、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という）は広報紙広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。その際、市長は「広告主」に関する資料を求めることができる。

2 第1項で募集する4カ月ごとの広告枠に空きがある場合は、随時募集を行うことができる。

(掲載の決定等)

第5条 市長は、広報紙広告掲載申込書の提出があったときは掲載の可否を決定し、その結果を広報紙広告掲載決定通知書（様式第2号）により、「広告主」へ通知する。

2 市長は、「広告主」が掲載枠数を超えるときは、広告掲載の優先順位を次のとおり決定する。

なお、同一「広告主」は原則として、前条で募集する4カ月ごとの広告枠に対して4回までの掲載とするが、募集枠に空きがある場合は、この限りでない。

- (1) 市内に事業所、営業所などを有し、**原則として市税を滞納していないもの**（以下「市内業者」という）
 - (2) 市内に事業所、営業所などを有しないもの（以下「市外業者」という）
- 3 「広告主」が広告掲載枠数を超えた場合は、一部の「広告主」に掲載枠が偏らないように、事前に「広告主」の申込掲載回数を調整するものとし、なお広告掲載枠数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

4 広報紙広告掲載決定通知書で承認を受けた「広告主」は、原則として編集済の広報原稿版下（ダイレクトプリント可能なもの）を作成し（ごく簡単なものは広報広聴係で作成します）、市長が指定する日までに提出するものとする。ただし、広告原稿版下の作成に要する費用は、「広告主」の負担とする。

（広告料）

第6条 1回の広告料を「市内業者」は1枠あたり8,000円とし、2枠合併枠は16,000円、3枠合併枠は24,000円とする。「市外業者」は1枠あたり10,000円とし、2枠合併枠は20,000円、3枠合併枠は30,000円とする。

（広告料の納付方法）

第7条 「広告主」は、広告料を掲載する広報の発行日前の市が指定する日までに、市の発行する納付書により納付するものとする。

（広告主の責務）

第8条 「広告主」は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 「広告主」は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 「広告主」は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、「広告主」の責任および負担において解決しなければならない。

（掲載の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、広告掲載契約の締結後でも、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申し込みによって掲載の決定がなされたとき。

(2) 掲載料が指定する期日までに納入されないとき。

(3) 広報記事について優先すべき事項及びやむを得ない事由が生じたとき。

2 市長は、前項の取消しにより生じた損失については、広告料の返納以外の責を追わない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月9日から施行する。